

## プログラム使用許諾規約

本プログラム使用許諾規約（以下、本規約という。）は、株式会社チトセロボティクス（以下、ライセンサーという。）が権利を保有する第1条に規定のプログラムをライセンシー（第1条に定義する。）に対して使用許諾することに関して規定するものである。

## 第1条（定義）

本規約における用語の定義は次の通りとする。

(1)「本プログラム」とは、ライセンサーが著作権を有する「ロボットの視覚フィードバック制御」に関するプログラムをいう。

(2)「本特許権」とは、本プログラムに関連する特許第6485620号「ロボット制御システムおよびロボット制御方法」（登録日：平成31年3月1日、特許権者：ライセンサー）および、特許第6511731号「ロボット制御装置、ロボット制御方法、及びプログラム」（登録日：平成31年4月19日、特許権者：ライセンサー）の特許を受ける権利および特許権をいう。

(3)「社内業務」とは、ライセンシーが、ライセンシーの保有または管理するロボットビジョンシステムに本プログラムを組み込み、当該ロボットビジョンシステムをライセンシーまたはライセンシーの指定する第三者が展示会等においてロボットの展示に用いること、およびこのために当該ロボットビジョンシステムにおいて作動するプログラムを作成することをいう。

(4)「使用」とは、本プログラムを実行・動作（インストールして実行可能な状態に置くことを含む）させることをいう。

(5)「ロボットビジョンシステム」とは、位置検出や検査のために産業用ロボットに取りつけるカメラを含むロボットアームと制御コンピュータのシステムを意味する。

(6)「ライセンシー」とは、本プログラムを使用する者として、見積書、発注書、発注請書、納品書、請求書等において定められる者を意味する。

(7)「発注者」とは、本プログラムを使用する権利を購入する者で、ライセンシーではない者を意味する。

## 第2条（本規約の適用）

本規約は、本プログラムの使用許諾についての一切に適用される。

2. ライセンサーがライセンシーに通知する本プログラムの説明書、マニュアル、利用上の注意等は、本規約の一部を構成するものとする。

3. 発注者が本プログラムを使用する権利を購入する場合、発注者は予めライセンシーに対して本規約の内容を通知し、ライセンシーに対して本規約に同意させなければならない。

## 第3条（本契約の成立）

本規約に基づいて成立するライセンサーとライセンシーの間の本プログラムの使用に関する契約（以下、本契約という）は、ライセンシーが本プログラムのインストール、複製又は使用をしたときに成立するものと、ライセンシーが本プログラムのインストール、複製又は使用をした場合本規約に同意したものと

みなす。ライセンサーは、本規約の内容に異議がある場合、速やかに本プログラムを返却または廃棄しなければならない。

#### 第4条（使用許諾）

ライセンサーは、ライセンシーに対し、ライセンシーの社内業務目的に限り、本プログラムを非独占的に使用する権利を許諾する。ライセンシーは、1ライセンスあたり1組のロボットビジョンシステムに限り、本プログラムを組み込むことができる。疑義を避けるため付言すると、発注者は、自ら本プログラムを使用することはできず、かつ、本プログラムについて何らの権利も有しないものとする。

2. ライセンサーは、ライセンシーが前項による許諾に基づき本プログラムを使用した場合、これについて本特許権に基づく権利を行使しないものとする。

3. ライセンシーは、ライセンサーの事前の書面による同意を得た場合を除き、第三者に対し、本プログラムを使用する権利につき、再許諾（またはサブライセンス）、譲渡、担保設定、その他一切の処分をしてはならない。

4. ライセンシーは、本プログラム自体、本プログラムをインストールしたコンピュータまたは本プログラムを組み込んだロボットビジョンシステムを、第三者に販売するなど、本プログラムについて第1項に定める目的以外に一切使用してはならない。

5. ライセンサーは、ライセンシーに対し、本プログラムのバイナリーコードを、別途ライセンサーとライセンシーが協議の上定める時期までに、ライセンシーが指定する方法で引き渡すものとする。

#### 第5条（使用許諾料）

前条の使用許諾の対価の額及び支払方法は別途、見積書、発注書、発注請書、納品書、請求書等で定めるものとする。

2. 前項の規定により支払われた金員は、理由の如何を問わずに返還されることはない。

#### 第6条（禁止行為）

ライセンシーは、本プログラムに関し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第4条第1項の使用に必要な範囲を超えて、本プログラムの全部または一部を複製すること
- (2) 本プログラムの全部または一部を改変または翻案すること
- (3) 本プログラムのトレース、デバッグ、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイルその他の手段により、本プログラムの構造、機能、処理方法等を解析し、または、本プログラムのソースコードを取得し、もしくは取得しようとする事
- (4) 本プログラムの全部または一部を、他のソフトウェア、プログラム等の一部に組み込み、または他のソフトウェア、プログラム等の全部または一部を本プログラムの一部に組み込むこと
- (5) 本プログラムの知的財産権表示を削除、改変等すること
- (6) その他、本規約で明示的に許諾された範囲を超えて、本プログラムを利用、使用等すること
- (7) その他ライセンサーが合理的な理由に基づき禁止する行為

#### 第7条（監査）

ライセンサーは、事前にライセンシーに通知することにより、本規約に定められたライセンシーの義務が遵守されているか確認するため、ライセンサーまたはライセンサーの指定する第三者により、ライセンシーにおける本プログラムの使用状況等に関する監査を行うことができるものとし、ライセンシーはこれに協力しなければならない。

2. 前項の監査にかかる費用は、監査の結果、ライセンサーが、ライセンシーにおいて本規約に違反する事実が存在すると判断した場合を除き、ライセンサーが負担する。

3. 第1項の監査の結果、ライセンサーが、ライセンシーにおいて本規約に違反する事実が存在すると判断した場合、ライセンシーは、ライセンサーに対し、第1項の監査の費用を支払うとともに、第5条の使用許諾料の金額の20倍に相当する額の違約金を支払うものとする。かかる違約金の支払は、当該違約金の額を超える損害がライセンサーに発生した場合における、ライセンサーからライセンシーに対する損害賠償請求を妨げるものではない。

4. 本プログラムの不正使用を防ぐために、本プログラムが起動時にライセンサーのサーバーに接続され、かつ、ライセンサーは本プログラムの動作状況を確認することができることにライセンシーは同意するものとする。なお、ライセンサーは、動作状況以外の個人情報等の情報を取得するものではない。

#### 第8条（秘密保持）

ライセンシーおよびライセンサーは、本契約に基づき知り得た相手方が保有または管理する技術上または営業上の情報（以下、秘密情報という）を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、相手方の事前の書面承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩等してはならず、本契約の目的外に使用してはならない。ただし、次の各号に掲げることを証明できる情報はこの限りではない。以下、秘密情報を開示するものを「開示者」、秘密情報を受領するものを「受領者」という。

- (1) 秘密情報を知得したときに、公知となっている情報
- (2) 秘密情報を知得した後に、受領者の責によらず公知となった情報
- (3) 秘密情報を知得したときにすでに、受領者が知得していた情報
- (4) 秘密情報を知得した後に、受領者が秘密情報によることなく、独自に開発した情報
- (5) 秘密情報を知得した後に、受領者が正当な権利を有する第三者から如何なる守秘義務を負うことなく、かつ、適法に入手した情報

2. 前項の定めにかかわらず、法令の規定により秘密情報の開示が義務付けられ、開示者にその旨を事前に通告した場合、受領者は当該法令の規定に基づく義務の履行に必要な範囲内で、前項所定の義務を免れる。

3. 受領者は、本契約が終了した場合または開示者から請求があった場合、開示者の秘密情報および秘密情報に関する一切の書類、資料およびその複製品に関し、開示者の指示に従い返却または破棄するものとする。

#### 第9条（紛争処理等）

ライセンシーの本プログラムの使用、もしくはライセンシーが本プログラムを使用して製造・販売した製品が第三者の知的財産権を侵害するものとして紛争が生じた場合には、ライセンシーは自己の責任と負担においてその解決に当たるものとする。

#### 第 10 条 (免責)

ライセンサーは、本プログラムの使用が第三者の権利により制限を受けないことを保証しない。

2. ライセンサーは、ライセンシーが本プログラムを使用することにより、万一ライセンシーまたは第三者に生じる物的または人的な損害・損傷について、一切の責を負わず、ライセンシーは当該損害・損傷からライセンサーを免責するものとし、当該第三者からのあらゆる請求からライセンサーを防御するものとする。

3. ライセンサーは、本プログラムのバグその他に関して契約不適合等の一切の責任を追わない。

4. 万一、ライセンサーが本契約又は本プログラムに関し何らかの賠償責任を負う場合であっても、その賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、また、ライセンサーの賠償責任は、ライセンサーがライセンシー又は発注者から現実に受領した第 5 条で定める使用許諾料の総額を上限とする。

#### 第 11 条 (不爭義務)

ライセンシーが、本特許権について自らまたは第三者をして特許無効審判を請求した場合には、ライセンサーは催告の上本契約を解除することができる。

#### 第 12 条 (権利義務の譲渡等)

ライセンシーは、ライセンサーの事前の承諾がある場合を除き、本契約に基づくライセンシーの権利若しくは義務、又は本契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできない。

2. ライセンサーが、本プログラムに関する事業を第三者に譲渡したときは、ライセンサーは、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位、権利及び義務並びにライセンシーに関する一切の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ライセンシーは、予めこれに同意するものとする。

#### 第 13 条 (有効期間)

本契約の有効期間は、個別の見積書、発注書、発注請書、納品書、請求書等で定める期間とする。

2. 前項その他の事由により本契約が終了した場合でも、第 8 条 (秘密保持) の規定は、本契約終了後 3 年間、第 5 条 (使用許諾料) の規定は対象事項が存在する限り、第 6 条 (禁止行為)、第 7 条 (監査)、第 9 条 (紛争処理等)、第 10 条 (免責)、第 12 条 (権利義務の譲渡等)、第 14 条 (反社会的勢力の排除) 第 3 項、第 15 条 (契約終了時の措置)、第 17 条 (合意管轄) の規定は本契約終了後も有効に存続するものとする。

#### 第 14 条 (反社会的勢力の排除)

ライセンサー及びライセンシーは、相手方に対し、次の各号に該当しないことを表明保証し、将来にわたり該当しないことを誓約する。

(1) 自らならびにその親会社、子会社、関連会社、役員および重要な従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力 団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集

団その他これらに準ずるもの（以下、総称して反社会的勢力という。）であること。

(2) 自らならびにその親会社、子会社、関連会社、役員および重要な従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) 前二号に該当しなくなったときから 5 年を経過していないこと。

(4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、次に掲げる行為またはこれに準ずる行為を行うこと。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

2. ライセンサー及びライセンシーは、相手方が前項に違反した場合、本契約を解除することができる。

3. 前項に基づき本契約を解除した本契約の当事者は相手方に対し、当該解除により相手方に生じたいかなる損害についても責任を負わないものとする。

#### 第 15 条（契約終了時の措置）

有効期間満了、解除その他の事由を問わず本契約が終了したときは、ライセンシーは、速やかに本プログラムをロボットビジョンシステムから消去し、その後一切本プログラムを利用または使用してはならないものとする。

#### 第 16 条（本規約の変更）

ライセンサーは以下の各号のいずれかに該当する場合に、本規約を随時変更することができる。なお、この場合には、本契約には、変更後の本規約が適用される。

(1) 本規約の変更がライセンシーの一般の利益に適合するとき

本規約の変更が、本規約の目的に反するものではなく、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性及び合理性があるとき

2. ライセンサーは、前項の変更を行う場合は、7日の予告期間において、変更後の本規約の内容をライセンシーに通知するものとし、当該予告期間の満了日の経過をもって、本規約の変更の効果が生じるものとする。

#### 第 17 条（合意管轄）

ライセンシーおよびライセンサーは本契約に関する訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第 18 条（協議）

ライセンシーおよびライセンサーは、本規約に定めのない事項または本規約の規定に疑義が生じたときは、協議のうえ、これを決するものとする。